

幕別町廃棄物減量等推進審議会会議報告（議事録）

- 1 日 時 令和5年2月9日（木） 14時00分～14時50分
- 2 場 所 幕別町民会館 2階講堂
- 3 出席者 (委 員)
矢野義則、上田敏也、樋渡敦、森 徹、下山一志、沼口信昭、
菊池勇二、岩野英法、池田明子、千葉美由紀、相馬勝彦
(13名中11名出席)
- (事務局)
寺田住民生活部長、井上防災環境課長、山岸防災環境課参事、
谷口地域振興課長、佐々木地域環境係長、松田住民生活係長、
千田主査、古市主査
- 欠席者 (委 員) 杉山月水、坂本浩美
(13名中2名欠席)

4 審議内容

① 報告第1号 令和3年度ごみ排出量の実績について

資料に基づき、幕別町第2期ごみ処理基本計画<改訂版>の実績及び検証について説明を行った。

【要旨】

- ・ 計画収集ごみ排出量が令和2年度、3年度と増えている。これは、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う巣籠もりにより家庭からのごみ排出量が増えたものと考えられる。また、忠類地域は令和4年度から十勝圏複合事務組合へ移行することに伴いごみ袋が変更となることから、駆け込み廃棄による増加も要因と考えられる。
- ・ 直接搬入ごみ排出量は、令和2年度以降、幕別地域は減少しているが、忠類地域は増加している。これは、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う事業所や飲食店の休業や時短要請による事業系ごみの減少の影響であるが、忠類地域は直接搬入ごみを無料で受け入れていた南十勝複合事務組合から有料となる十勝圏複合事務組合へ令和4年度から移行となるため、駆け込み廃棄による増加であったと考えられる。
- ・ ごみ排出総量は、町全体及び幕別地域で令和3年度より減少したが、忠類地域は増加した。忠類地域の増加は、前述のお十勝圏複合事務組合への移行に伴う駆け込み廃棄が原因と推察される。
- ・ リサイクル率は、目標に達しておらず、特に忠類地域が低くなっている。これは、南十勝複合事務組合では紙製容器包装の分別区分が無く、資源ごみとなるプラスチック製容器包装の基準が厳しいこと等の十勝圏複合事務組合との分別区分

の違いが要因であり、令和4年度からは十勝圏複合事務組合へ移行のため改善されるものと考えられる。

- ・ ごみ処理基本計画の基本目標である「自然との調和で快適な住まいる」実現のため、3つの基本方針に基づき様々な取り組みを行っている。今後も引き続きごみの減量化に向けて取り組んでいく。

※質問・意見なし

② 報告第2号 第10期分別収集計画について

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」第8条において、3年ごとに5年を1期とする市町村分別収集計画を定めることが規定されていることから、令和4年6月に第10期分別収集計画を策定したことを報告した。

【要旨】

- ・ 令和5年4月から5年間の計画とし、以降3年ごとに改定する。
- ・ 対象品目は、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器、飲料用紙製容器、ダンボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装である。
- ・ 令和3年度の排出量の実績と計画収集人口を基準に推計した年度ごとの排出量を記載しているが、令和4年度から忠類地域も十勝圏複合事務組合へ移行となるため、第10期計画では、幕別地域と忠類地域の合算値のみとしている。
- ・ 容器包装廃棄物の排出抑制のため、従来の取り組みに加え、ESDやSDGsを通じて教育啓発活動に積極的に取り組む。
- ・ 各年度において得られる分別基準適合物の特別分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量について、第9期計画では、幕別地域と忠類地域それぞれについてを直近年度の収集実績に人口変動率を掛けることで算出していたが、第10期計画では、忠類地域も十勝圏複合事務組合に移行することから、幕別地域の直近年度の収集実績の原単位と予測人口により算出し、両地域を合算した数値のみの記載としている。
- ・ プラスチック使用製品の再資源化に関して「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月1日に施行されたことから、本町でも速やかに処理体制を構築し再資源化に取り組むたいが、町単独での処理は困難なことから十勝圏複合事務組合での処理について検討したい。

※質問・意見なし

③ 報告第3号 新中間処理施設整備基本計画について

現在の中間処理施設である「くりりんセンター」の立替えについて、平成29年7月から十勝管内19市町村のごみ担当課長で組織する「新中間処理施設整備検討会議」及び学識経験者で構成する「新中間処理施設整備検討有識者会議」において基本構想（素案）としてまとめ、住民説明会やパブリックコメントを経て令和3年3月に基本構想がとり待ったことから、新中間処理施設整備基本計画の概要を説明した。

【要旨】

- ・ 帯広市に建設し、約6.2haの敷地面積となる。市街化調整区域であることから、帯広市で「ごみ焼却場」として都市計画決定予定である。
- ・ 帯広市のハザードマップでは、3.3～5.7mの浸水想定区域となっているが、家屋倒壊等氾濫想定区域からは外れているほか、周囲に活断層は確認されていない。
- ・ 施設規模は、焼却処理施設で84,254t/年、292t/日であり、大型・不燃ごみ処理施設は11,862t/年、61t/日である。
- ・ 炉数は2炉と3炉を検討した結果、2炉構成が有効と判断した。
- ・ 概算事業費は、建設費で税抜き351億円（税込み386億円）のほか、用地費等で約3億円、20年間の維持管理経費で税抜き202億円（税込み222億円）が見込まれる。
- ・ 令和9年度末の供用開始を目指したスケジュールとなっている。

※ 質問及び回答

- ・ 最終処分場の延命について、焼却時の残渣の再利用について考えていないのか。
→ 今のくりりんセンターと同じく焼却方式であり、高温で焼却するため、有価金属などが溶けてしまうため、有価物ではなくなってしまう。このため、残渣から取り出し換金することは難しい。

④ その他

現委員の委嘱期間が令和5年3月31日であることから、新しい委員についての説明を行った。

【要旨】

- ・ 識見を有する委員については、各事業所に推薦依頼をしており、3月に依頼予定である。
- ・ 公募委員については、現在募集期間のため、積極的な登録をお願いしたい。

※質問・意見なし